令和５年４月１日

山口市建設工事標準請負契約約款の改正について

（前金払の特例措置・その他）

建設工事の請負代金の前金払については、平成２８年度の時限的な特例措置として、公共工事の代価の前金払をなすことができる範囲を拡大して運用してきたところですが、この度、国土交通省から、**令和５年度**についても特例を継続する旨の発表がなされました。これを受け、本市においても、**令和５年度**における建設工事の請負代金の前金払の特例措置を適用することとし、取扱いについては下記のとおりといたします。

また、その他の規定整理をしましたので、併せて下記に記載しております。

１　山口市建設工事標準請負契約約款（単年度用、単債用）の改正について

（１）前金払の特例措置に関する改正

第３６条第１項ただし書を次のとおり改正します。

（適用期日：令和５年４月１日以後に契約を締結する工事について適用します。）

ただし、令和６年３月３１日までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、令和６年３月３１日までに払出しが行われるものについては、前払金の１００分の２５を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充てることができる。

※　令和５年度における建設工事の前金払の特例に係る取扱いについて

（１）対象となる前払金

令和６年３月３１日までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、令和６年３月３１日までに払出しが行われるものが対象となります。

※中間前払金は対象外となります。

（２）使途拡大の内容

前払金の使途拡大の特例を継続し、現場管理費及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用にも充てることができることとします。これらに充てられる前払金の上限は、前払金額の100 分の25 です。

※契約締結時の前払金の額の割合（請負代金の１０分の４以内）は従前どおりです。

（３）既に請負契約を締結している工事の取扱いについて

平成２８年４月１日以降、既に請負契約を締結した工事についても特例措置を適用することが可能ですが、その場合は、当該契約を変更することが必要となりますので、発注者（工事発注課）に御相談ください。

（２）その他の改正

別紙のとおり

２　注意点

新しい山口市建設工事標準請負契約約款等をウェブサイトに掲載していますので、入札・契約の際は最新のものを必ず御確認ください。

別紙　その他の改正

●第４条第２項・第３４条第３項・第３５条第２項

保証事業会社（西日本建設業保証㈱等）の保証証書について、工事業者が希望すれば電子化された保証契約及び証書発行が可能となっており、本市においても電子化された証書（電子保証）の提出でも可となるよう、約款にその旨を追加するもの。

●第２９条、第４３条第１１号

不可抗力による損害負担の規定、及び暴力団等の排除規定について、中央建設業審議会の示す公共工事標準請負契約約款の改正に準じるもの。

●第４８条の２

破産その他の事由で契約解除等による違約金等の自働債権が発生した際、請負代金請求権等の受働債権との相殺ができる旨を規定するもの。

●第５６条

第１条第５項において書面主義を規定しているが、工事情報共有システムの試行運用開始や電子契約導入、あるいは各種書類のメール送受信の容認に伴い、この度、改めて契約約款にその旨を明記するもの。

●第５６条の２

新たに建設発生土の搬出先等を設計図書に定める旨を規定するの。

●適用期日

令和５年４月１日以後に入札公告、指名通知又は見積依頼をする工事から適用する。

○山口市建設工事標準請負契約約款（単年度用・単債用）

新旧対照表（R5.4.1改正）

新	旧
第１条～第３条　略 （契約の保証） 第４条　略 **２　受注者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。** **３　第１項**の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（**第６項**において「保証の額」という。）は、請負代金の額の１０分の１以上としなければならない。 **４～７**　略 第５条～第２８条　略 （不可抗力による損害） 第２９条　工事の目的物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあっては、当該基準を超えるものに限る。）で発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、工事の目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具**（以下この条において「工事目的物等」という。）**に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。 ２及び３　略 ４　発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額（**工事目的物等であって**第１３条第２項、第１４条第１	第１条～第３条　略 （契約の保証） 第４条　略 **２　前項**の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（**第５項**において「保証の額」という。）は、請負代金の額の１０分の１以上としなければならない。 **３～６**　略 第５条～第２８条　略 （不可抗力による損害） 第２９条　工事の目的物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあっては、当該基準を超えるものに限る。）で発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、工事の目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。 ２及び３　略 ４　発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額（＿＿＿＿＿＿＿＿第１３条第２項、第１４条第１

項若しくは第２項又は第３７条第３項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができる**もの**に係る損害の額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（**以下この条**において「損害合計額」という。）のうち請負代金の額の１００分の１を超える額を負担しなければならない。**ただし、災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害については、発注者が損害合計額を負担するものとする。** ５　略 ６　数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第２次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第４項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金の額の１００分の１を超える額」とあるのは「請負代金の額の１００分の１を超える額から既に負担した額を差し引いた額」と**、「損害合計額を」とあるのは「損害合計額から既に負担した額を差し引いた額を」と**して同項の規定を適用する。 第３０条～第３３条　略 （前金払） 第３４条　略 ２　略 **３　受注者は、第１項及び第２項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。** **４～８**　略 *※単債用は第１２項まであるので「**４～１２**　略」となる。*	項若しくは第２項又は第３７条第３項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができる**工事の目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具**に係る損害の額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（**第６項**において「損害合計額」という。）のうち請負代金の額の１００分の１を超える額を負担しなければならない。 ５　略 ６　数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第２次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第４項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金の額の１００分の１を超える額」とあるのは「請負代金の額の１００分の１を超える額から既に負担した額を差し引いた額」と　して同項の規定を適用する。 第３０条～第３３条　略 （前金払） 第３４条　略 ２　略 **３～７**　略 *※単債用は第１１項まであるので「**３～１１**　略」となる。*

（前払金保証契約の変更） 第３５条　略 **２　受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。** **３**　略 （前払金の使用の制限等） 第３６条　受注者は、前払金を頭書の工事の材料費、労務費、建設機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の経費の支払いに充ててはならない。ただし、**令和６年３月３１日**までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、**令和６年３月３１日**までに払出しが行われるものについては、前払金の１００分の２５を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充てることができる。 ２・３　略 （部分払） 第３７条　略 ２～８　略 ９　発注者は、**第３４条第７項**又は第３６条第２項の規定により受注者に対して前払金の返還を求めている場合において、当該返還を受ける前に部分払金の支払いをしようとするときは、当該部分払をすべき額から当該返還を受けるべき額を差し引いて得た金額を支払うことができる。この場合においては、発注者は、受注者にその旨を書面により通知しなければならない。 *※単債用は第１２項まであるので、ここに「１０～１２　略」が入る。*	（前払金保証契約の変更） 第３５条　略 **２**　略 （前払金の使用の制限等） 第３６条　受注者は、前払金を頭書の工事の材料費、労務費、建設機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の経費の支払いに充ててはならない。ただし、**令和５年３月３１日**までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、**令和５年３月３１日**までに払出しが行われるものについては、前払金の１００分の２５を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充てることができる。 ２・３　略 （部分払） 第３７条　略 ２～８　略 ９　発注者は、**第３４条第６項**又は第３６条第２項の規定により受注者に対して前払金の返還を求めている場合において、当該返還を受ける前に部分払金の支払いをしようとするときは、当該部分払をすべき額から当該返還を受けるべき額を差し引いて得た金額を支払うことができる。この場合においては、発注者は、受注者にその旨を書面により通知しなければならない。 *※単債用は第１２項まであるので、ここに「１０～１２　略」が入る。*

第３８条～第４２条　略 （発注者の催告によらない解除権） 第４３条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。 (1)～(10) 略 (11)受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。 イ　役員等（受注者が個人である場合にはその者**その他経営に実質的に関与している者**を、受注者が法人である場合にはその役員**、**その支店**又は**常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者**その他経営に実質的に関与している者**をいう。以下この号において同じ。）が**、暴力団又は**暴力団員であると認められるとき。 **ロ　役員等が、**自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなど**している**と認められるとき。 **ハ**　略 **ニ　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。** ホ　**役員等が、**暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。 へ・ト　略 第４３条の２～第４８条　略 **（相殺）** **第４８条の２　発注者は、受注者に対して有する金銭債権があるときは、受注者が発注者に対して有する保証金返還請求権、請負代金請求権及びその他債権と**	第３８条～第４２条　略 （発注者の催告によらない解除権） 第４３条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。 (1)～(10) 略 (11)受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。 イ　役員等（受注者が個人である場合にはその者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿を、受注者が法人である場合にはその役員**又は**その支店**若しくは**常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿をいう。以下この号において同じ。）が＿＿＿＿＿暴力団員であると認められるとき。 **ロ　暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。** **ハ　役員等が**自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなど**した**＿＿と認められるとき。 **ニ**　略 ホ　**役員等が**暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。 へ・ト　略 第４３条の２～第４８条　略

相殺することができる。 **２　前項の場合において、相殺してなお不足があるときは、受注者は、発注者の指定する期間内に当該不足額を支払わなければならない。** **３　第１項の場合において、充当する金銭債権の順序は発注者が指定する。** 第４９条～第５５条　略 **（情報通信の技術を利用する方法）** **第５６条　契約において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。** **（建設発生土の搬出先等）** **第５６条の２　建設発生土の搬出の有無及び搬出する場合におけるその搬出先は、設計図書に定めるとおりとする。** （補則） **第５７条**　この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。	第４９条～第５５条　略 （補則） **第５６条**　この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

適用期日：令和５年４月１日以後に入札公告、指名通知又は見積依頼をする工事から適用する。ただし、第３６条の改正は令和５年４月１日以後に契約を締結する工事から適用する。